

● 委託契約書に関する事項（収集運搬）

委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 運搬の最終目的地の所在地
- ③ 委託契約の有効期間
- ④ 受託者に支払う料金
- ⑤ 処理業者にあつては事業の範囲
- ⑥ 積替又は保管を行う場合は積替又は保管場所に関する事項（安定型産業廃棄物を委託する場合は積替又は保管を行う場所において他の廃棄物を混合することの可否等含む。）
- ⑦ 適正処理のために必要な情報（情報に変更があつた場合の情報の伝達方法を含む。）
- ⑧ 委託業務終了時の委託者への報告
- ⑨ 契約解除時における未処理廃棄物の取り扱い

委託契約書に添付すべき書面は、

- ① 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ② 再生利用業に係る指定証の写し
- ③ 環境大臣の認定に係る認定証（再生利用、広域認定、無害化認定）の写し
- ④ その他

※委託契約書は5年間保存すること。

※道のホームページで、委託契約書の参考様式を示している。

北海道 産業廃棄物 委託契約書 で検索。

● 再委託に関する事項

再委託を行う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した産業廃棄物の運搬を委託しようとする者が、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれる者であることを明らかにし、当該委託について当該事業者の書面による承諾を受けていること。
- ② 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている必要事項を記載した文書を再受託者に交付すること。

● 帳簿記載等の義務

帳簿を備え、産業廃棄物の種類ごとに、次の事項を記載すること。

- ① 収集運搬にあつては、
収集又は運搬年月日、交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号、受入先ごとの受入量、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
- ② 運搬の委託（再委託）にあつては、
委託年月日、受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号、交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号、運搬先ごとの委託量

● 処理業に係る届出等の義務

- ① 次の場合には、廃止又は変更等のあつた日から10日以内（法人であつて、登記事項証明書を添付すべき場合においては、30日以内）に届出を行うこと。
 - ・ 処理業の業務の全部又は一部を廃止したとき
 - ・ 処理業の業務を休止又は再開したとき
 - ・ 住所、氏名、役員、車両又は事業場の所在地その他法令で定める事項を変更したとき
- ② 欠格要件に該当するに至ったときは、その日から2週間以内に届出を行うこと。

● 変更許可申請

事業の範囲の変更（取り扱う産業廃棄物の種類の変更、新たに積替えを行う場合等）をしようとするときには、事前に産業廃棄物処理業の事業範囲変更の許可の申請を行うこと。

● 許可の更新

許可の期限は、許可の日から5年間となっているので、引き続き処理業を行う場合は、あらかじめ知事認定講習を受講した上で、基本的に許可の期限の1ヶ月前までに、許可の更新の申請を行うこと。

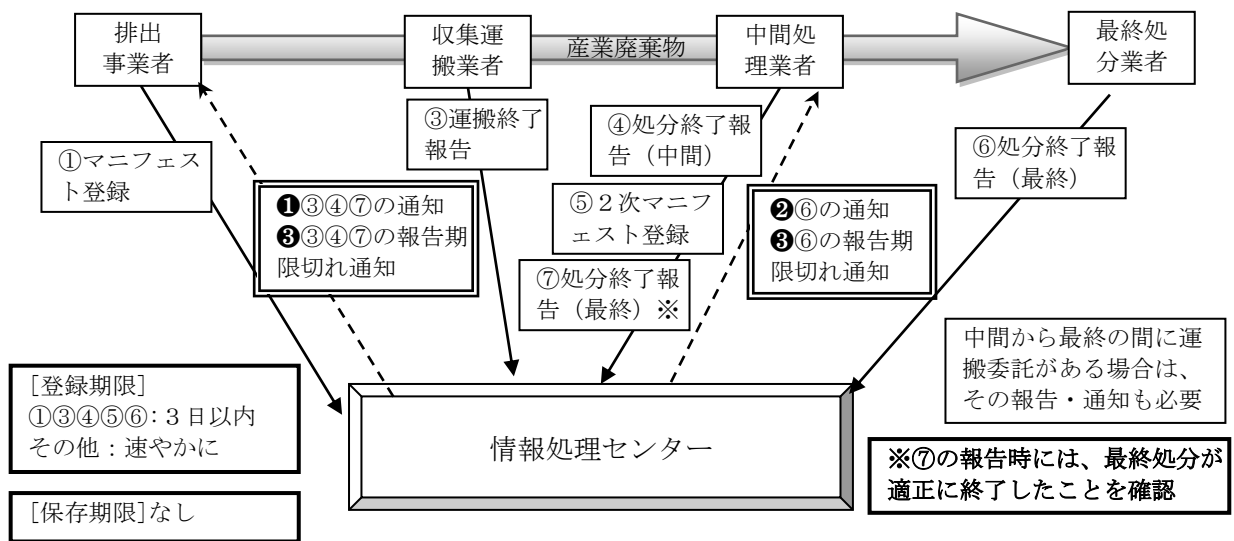
● マニフェストに関する事項

産業廃棄物の委託処理については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務づけられており、交付又は送付されたマニフェストを5年間保存しなければならない。マニフェストの一般的な流れを示すと次のとおりとなる。

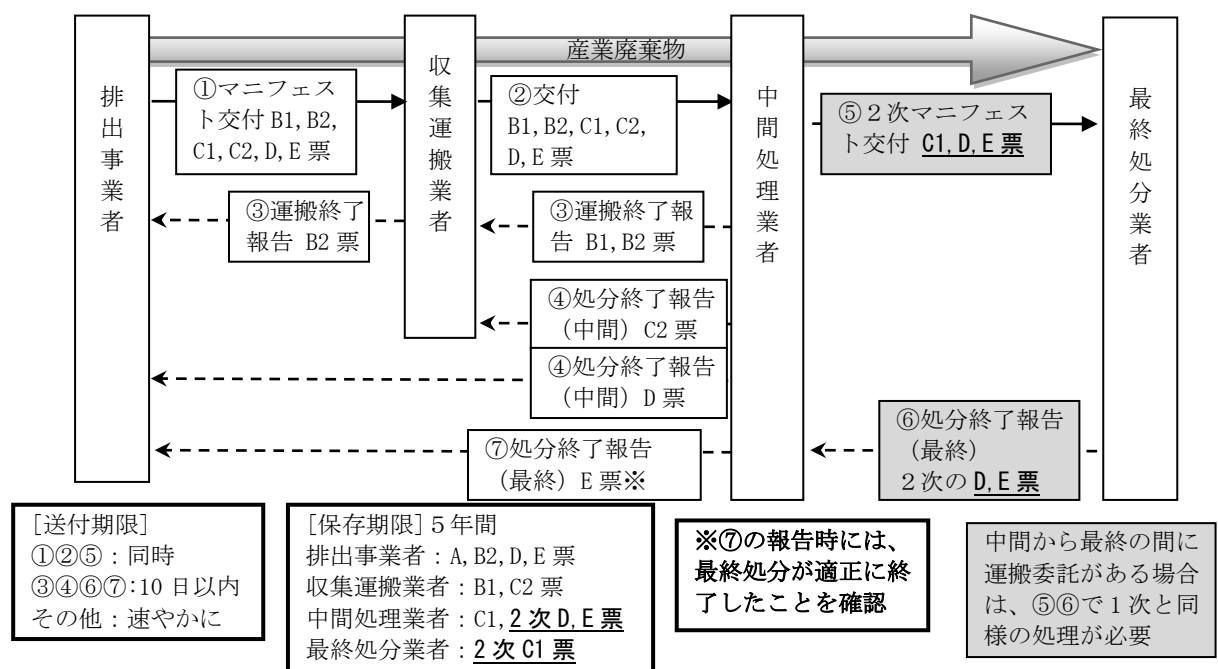
その他、産業廃棄物収集運搬業におけるマニフェスト使用の留意事項は以下の通り。

- ① マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡を受けてはならないこと。
- ② 受託した産業廃棄物の運搬が終了していないにもかかわらず、運搬終了の報告（下図では③）をしてはならないこと。

【電子マニフェストの流れ】



【紙マニフェストの流れ】（7枚もの場合）



● 罰則等

不法投棄、無許可の事業範囲変更又は収集運搬基準違反等、廃棄物処理法の規定に違反した場合は、所定の罰則が課せられるほか、処理業の取り消し等の処分が行われることがある。

- 産業廃棄物処理業に関する事務の取扱い窓口は、次の各（総合）振興局保健環境部環境生活課となる。（ただし、政令市内での処理業に関するものを除く。）

空知総合振興局	〒068-8558	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0041
石狩振興局	〒060-8558	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館 5 階	011-204-5823
後志総合振興局	〒044-8588	倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1352
胆振総合振興局	〒051-8558	室蘭市海岸町 1 丁目 4-1むろらん広域センタービル	0143-24-9576
日高振興局	〒057-8558	浦河町栄丘東通56	0146-22-9253
渡島総合振興局	〒041-8558	函館市美原 4 丁目 6-16	0138-47-9437
檜山振興局	〒043-8558	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6492
上川総合振興局	〒079-8610	旭川市永山 6 条19丁目1-1	0166-46-5921
留萌振興局	〒077-8585	留萌市住之江町 2 丁目 1-2	0164-42-8432
宗谷総合振興局	〒097-8558	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2921
オホーツク総合振興局	〒093-8585	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0629
十勝総合振興局	〒080-8588	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-27-8527
釧路総合振興局	〒085-8588	釧路市浦見 2 丁目 2-54	0154-43-9153
根室振興局	〒087-8588	根室市常盤町 3 丁目 28	0153-23-6821

産業廃棄物の収集運搬の基準の概要

産業廃棄物の収集運搬の基準（法第12条ほか）及び法令に定められた産業廃棄物の処理基準を遵守し、適正に処分しなければなりません。

● 産業廃棄物の収集運搬の基準

- ① 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- ② 収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- ③ 収集又は運搬の施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障のないよう必要な措置を講ずること。
- ④ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ⑤ 船舶を用いる場合は、収集又は運搬に供する旨等を船体の外側へ見やすいように表示し、かつ、当該船舶に許可証等の書面を備え付けておくこと。
- ⑥ 運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号を見やすいように表示し、かつ、許可証の写し及びマニフェストを備え付けておくこと。
- ⑦ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の収集又は運搬を行う場合は、破碎や飛散することのないような方法で、かつ、他の廃棄物と混合することのないよう区分して行うこと。

● 産業廃棄物の積替えの基準

- ① 周囲に囲いが設けられ、積替えの場所であることの表示がされていること。
- ② 積替えの場所から産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭発散しないような措置を講ずること。
- ③ 積替えの場所には、ねずみが生息し、蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること。
- ④ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ⑤ 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないこと。
- ⑥ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- ⑦ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合することのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

● 産業廃棄物の保管の基準

- ① 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合には、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- ② 見やすい箇所に積替えのための保管の場所であること（産業廃棄物の保管に関し必要な事項を記載したものを表示した掲示板が設けられていること）。
- ③ 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭発散しないような措置を講ずること。
- ④ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ⑤ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが次に示す高さを超えないようにすること。
 - 廃棄物が囲いに接しない場合…囲いの下端から勾配50%以下
 - 廃棄物が囲いに接する場合…囲いの内側2mまでは、囲い高さより50cm以下
囲いの内側2mからは、勾配50%以下
- ⑥ 保管の場所には、ねずみが生息し、蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること。
- ⑦ 当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合（処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合など）を除き、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
- ⑧ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合することのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。